



# 前期基本計画

第1章—ぬくもりに満ちたまちづくり

第2章—豊かさに満ちたまちづくり

第3章—安心安全なまちづくり

第4章—活力にあふれるまちづくり

第5章—心豊かな人を育むまちづくり

第6章—市民とともに進めるまちづくり





# ぬくもりに満ちたまちづくり

第1節—地域福祉の充実

第2節—高齢者福祉

第3節—障がい者福祉

第4節—児童福祉

第5節—社会保障

## 第1節

## 地域福祉の充実

## 現況と課題

## －福祉政策の背景－

戦後の経済成長の中で、公共政策の範囲が拡大してきました。古典的な自由主義経済（自由放任主義）のもとで、公共政策の範囲は、警察、国防そして司法のみを行えば良いという考えでしたが、二つの世界大戦を経て、元兵士たちの戦後における老後の補償に携わるようになり、最低限の文化的な生活を保障するといった生存権の保障にまで公共政策の範囲は拡大していきました。その後、先進諸国においては、経済的発展と人口増加を背景として様々な社会保障政策を充実させ、福祉国家が形成されることとなりました。

このような中で、現代において、市民に対して生存権を保障する社会保障政策をはじめとした各種福祉政策は、行政における最低限果たすべきナショナル・ミニマムであると同時に、基幹的な業務であると言えます。

## －地域福祉の必要性－

福祉政策の基幹的な業務の大部分は、全国統一的な施策の展開や地域間の偏在解消という観点から、国が主体的にかつ画一的に行う分野である一方で、その画一性ゆえに地域の実情にあわないだけでなく、その対応が遅れがちになるという欠点があります。

そこで、福祉政策のサービス対象者と対面的に接し、実質的な福祉政策の供給主体である本市のような基礎自治体が、国の福祉政策に即しながらも、それぞれの地域の実情に合わせた、実効性のある計画を策定するとともに、それを推進していくことが求められています。

さらに、福祉政策の分野においては、他の政策分野以上に、共助の精神に基づく、市民の主体的な取組が必要とされています。そのため、市民に最も身近な行政主体である本市のような基礎自治体には、その地域性を活かしながら、地域のコミュニティの再生や、市民相互の助け合いを支援する取組が求められています。



豪雪時の除雪ボランティア活動

## 基本的な方向性

福祉政策は、今日的には行政の基幹業務であると同時に、生存権の保障が国の責務であることから、国が基本的な責任を負うものであると言えます。しかし、福祉政策は、対面的かつ地域に密着したサービスが基本となるため、時として国の政策は、地域の実情に合わないだけでなく、地域のコミュニティの状況を見逃したものになりがちです。

そこで、本市は実質的な福祉政策の供給主体として、次のことを基本的な方向性とします。

### (1) 地域の実情に合った福祉政策の推進

福祉政策は国が一義的な責任を負うために、地域の実情に合わないという欠点が存在します。

そこで、本市の実情を反映させた福祉政策を推進します。

### (2) 福祉政策の実を上げるための共助の推進

福祉の基本は、地域の人々が主体となった支え合いであると言えます。

そこで、福祉政策の実を上げるために、これまでの地域の人々による相互扶助に留まらず、地域の社会貢献活動を行う団体や民間企業そして本市の各福祉施設等が連携して行うことができる体制の構築、充実強化を図ることで、共助による取組を一層推進していきます。

### (3) 福祉のまちづくりの推進

まちづくりを担う基礎自治体として福祉政策を推進する観点から、誰でも利用可能な社会基盤整備を行うことが重要となります。

そこで、全ての人々が快適に暮らすことができる福祉のまちづくりを推進します。



● 図表1 敦賀市地域福祉計画の概要

## 1 基本理念

ふれ合い、支え合い、共にいきる めくもりのあるまち つるが

## 2 基本目標

### ●目標1 ふれ合いで めくもりの つるが

地域全体で支え育てる福祉社会を実現するには、性や年齢、障がいの有無などの差異や多様性を認め合い、市民一人ひとりの価値観や個人の尊厳を尊重することが重要となります。

まずはお互いを知り、認め合うこと、そのきっかけづくりを展開することで、地域力の向上をめざします。

### ●目標2 支え合いで めくもりの つるが

地域が抱える多種多様な課題を本当に知っているのも、解決に大きな力を持っているのも、地域であり市民です。だからこそ、地域・市民の積極的な参画と協働が不可欠です。支え合いを広げていくために、地域や社会の活動に参加すること、参加を促進するための条件整備に取り組みます。

### ●目標3 共にいきる めくもりの つるが

共にいきる、安心して暮らせる敦賀市となるように、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりの推進、健康福祉に関するサービスの充実、「安心」を感じられる暮らしづくりを支援します。

## 3 施策体系

目 標	重点的課題	取 組 み
●目標1 ふれ合いで めくもりのつるが	(1) 福祉のこころづくり	①福祉教育の推進 ②支え合い意識の啓発と活動の促進 ③ボランティア活動の推進 ④権利擁護の推進
	(2) 地域力の向上	①地域福祉計画の推進 ②地域で集まる場所の創出と支え合いの仕組みづくりの推進 ③民生委員・児童委員、福祉委員の活動支援 ④市と市社会福祉協議会の連携強化
●目標2 支え合いで めくもりのつるが	(1) 参加の促進	①就労支援と社会参加の促進 ②仲間づくり・交流活動の推進 ③福祉人材の確保・育成
	(2) 情報の共有	①情報提供の拡充 ②情報の共有
	(3) 人と人とのつながりづくり	①要援護者対策の推進 ②地域コミュニティ活動の支援 ③市民協働の促進
●目標3 共にいきる めくもりのつるが	(1) 生活環境の向上	①ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり ②相談窓口の充実
	(2) 健康支援と暮らしを支える 取り組みの推進	①健康づくりの推進 ②福祉サービス・生活支援サービスの推進 ③サービスの質の向上と利用者の視点に立ったサービス提供の促進
	(3) 暮らしの安心と安全	①防災対策と災害時の対応 ②地域安全運動の推進

## 第2節

## 高齢者福祉

## 現況と課題

わが国は、世界に類をみないスピードで高齢化が進み、「超高齢社会」を迎えています。その中で、本市の65歳以上の人口割合、いわゆる高齢化率は、平成21年10月1日現在で22.1%となっており、実に5人に1人が65歳以上高齢者であるという状況にあります。

## —本市の高齢化の現状—

国勢調査から長期的な動向を見ると、直近の平成17年において本市の高齢化率は20.8%で、県内平均の22.6%を下回っているものの、全国平均の20.1%をやや上回っている状況にあります。

次に、その伸び率に着目すると平成2年から平成17年までの15年間で、本市の高齢化率は8.6ポイント上昇しており、全国（8.1ポイント）及び県（7.8ポイント）を上回っていることから、本市は全国平均や福井県平均を上回る急速な高齢化が進行しているという特徴があります。そして、今後は、団塊の世代が高齢者となり「超高齢社会」が急速に進行することとなりますが、本市においては、敦賀市高齢者健康福祉計画・第4期介護保険事業計画によれば平成26年には高齢者数16,768人（高齢化率24.8%）となり、4人に1人が高齢者になると予想されています。

加えて、本市においては総人口が横ばいまたは漸減傾向にある一方で、世帯数が顕著な増加傾向にあることから、核家族化の進行がうかがえます。つまり、急速な高齢化と核家族化が同時に進行しているため、家族のみで高齢者を支えることが非常に難しい状況になっていると言えます。

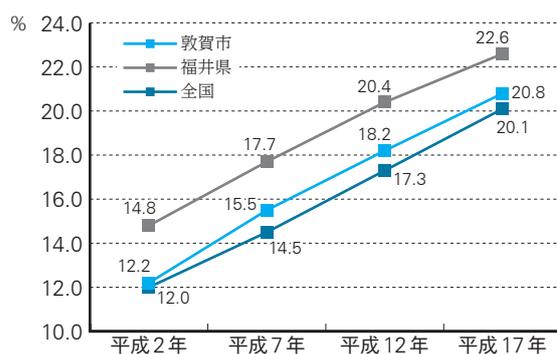
## —今後の高齢者福祉に求められること—

高齢者福祉においては、公的な給付やサービスといった「公助」による取組はもちろんのこと、近隣の助け合いやボランティア等による地域の相互扶助である互助を礎とし、公的にその円滑化と制度化を図る「共助」、そして高齢者自身の「自助」による取組が特に重要であると言えます。ただし、急速な高齢化と核家族化が同時に進行し「共助」による取組も困難が予測される中で、高齢者自身が積極的な社会参画等に取組む「自助」を支援していくことがとりわけ重要となっています。

このため、高齢化を社会の「問題」としてではなく、新しい社会を築いていく「機会」として、そして豊富な知識や経験を有する高齢者を一方的に社会に支えられる存在としてではなく、ともに敦賀を築いていくパートナー、本市の地域資源として捉えていく必要があると考えられます。

このことから、やる気のある、自発的で元気な高齢者が、労働やボランティア活動等を通して、社会に参画していくことができるような体制づくりや活動を支援することがこれまで以上に求められています。

## ● 図表2-1 高齢化率の推移



※出典：敦賀市高齢者健康福祉計画・第4期介護保険事業計画

## 基本的な方向性

本市において、高齢化率が全国平均や福井県平均を上回る速度で上昇していると同時に、核家族化が進行していることから、従来までのように、家族のみで高齢者を支えることが困難な状況になりつつあります。そのため、高齢者福祉を推進するためには、本市をはじめとする行政機関による「公助」、地域ぐるみでの支え合いをはじめとした「共助」、そして高齢者自身が健康を維持し、生きがいをもちながら社会参画する「自助」といった、官民が一体となった体制づくりを推進していくことが必要となっています。

そこで、高齢者福祉として、次のことを基本的な方向性とします。

### (1) 地域性を反映した高齢者福祉の推進

福祉政策分野は、憲法上定める生存権の保障を果たすこと、地域の偏りを無くすことなどの観点から、国に一義的な責務があるものです。しかしながら、国による施策の展開は、迅速性を欠き、画一的であるという欠点があります。

そこで、高齢者福祉について、迅速で地域に適合した施策を推進します。

### (2) 高齢者福祉（公助）の総合的推進

高齢者を支えるために、地方公共団体の役割として、国による高齢者福祉施策の迅速な展開を図るとともに、国の施策では不十分となりがちで地域性を発揮した本市独自の高齢者福祉施策を総合的に推進します。

### (3) 地域による支え合い（共助）の推進

高齢者を支える上で、地域や高齢者同士の支え合いが必要となります。しかし、都市型の生活や核家族化が進行している中では、地域のつながりを再生することが求められます。

そこで、地域ぐるみで高齢者を支え合う取組を一層推進するために、地域のつながりの再生に努めるとともに、これまで培われてきた地域の相互扶助による取組が、地域だけの負担と取組に終わらせることとならないよう、積極的に

支援していきます。

### (4) 高齢者自身の自立（自助）の推進

今後、急速に高齢化が進行する中で、行政や地域による支えだけでなく、高齢者自身が、生きがいを持ち、健康を維持し、社会参画することがこれまで以上に重要になっています。

そこで、高齢者を一方的に支えられる存在としてではなく、敦賀とともに築いていく重要なパートナーとして捉え、高齢者の生きがい・健康づくりを推進するとともに、社会に参画していくことができる体制づくりを推進していきます。

## ● 図表 2-2 敦賀市高齢者健康福祉計画・第4期介護保険事業計画の概要

## 1 基本理念と敦賀市のめざす高齢者の姿

基本理念 仲間とともに支えあう ふれあいと温もりのあるまちづくり

敦賀市のめざす高齢者の姿  
身体面・精神面・社会面・経済面で健康で自立している高齢者

## 2 基本目標

## ● 目標 1 高齢者の元気と人にやさしいまちをつくる

高齢社会を豊かで活力あるものに地域が協力してつくっていくには、高齢者が地域の中で自らの経験や知識、技能を生かせる環境が必要です。そのため、地域社会活動、生涯学習の活動を支援するとともに、高齢者が自分の想いを話したり、仲間や地域の人とふれあったり、集まれる場・機会を創出し、そのような場に参加しやすくするための取組みに努めます。

また、すべての人が安心していきいきと暮らすことができる「人にやさしいまち」の実現に向け、防犯・防災対策、公共交通などの生活環境の安全対策を、地域全体で共に支えあう視点で取組みます。あわせて、高齢化や高齢者の取巻く環境を家族・親族・地域で認識して、高齢者に支援が必要になったら、身近な家族・親族、地域が高齢者を支えあえる敦賀市をめざして取組みます。

## ● 目標 2 健康支援と介護予防を推進する

「介護予防」という考え方が導入され、少しずつその意味を理解し、取組んでいる姿が広がっています。さらに、健康管理と介護予防についての認識を深め、実践することが高齢者の元気につながるということを継続して啓発していきます。

また、地域における高齢者の状況を的確に把握し、必要な人に効果的な予防対策を行えるよう、適切な介護予防ケアマネジメントに基づく地域支援事業と介護予防給付を推進します。

## ● 目標 3 介護保険サービスで安心介護の体制をつくる

介護が必要な状態であっても、できるだけ住み慣れた地域や家庭で高齢者が希望する生活が送れることをめざし、必要なサービス利用を支援します。また、介護度の重度化を防ぐことも重要です。

そのため、介護給付や要介護認定など介護保険事業の適正な運用に努めるとともに、質の高い介護保険サービスの提供に努め、高齢社会における安心の基盤づくりを進めます。

## ● 目標 4 地域ケアを推進する

高齢者を地域で支える環境づくりを進めるために、地域ケアの推進拠点として地域包括支援センターを中心に、地域の様々な社会資源（機関・人・団体・場所等）が連携して高齢者を支える体制の拡充を図ります。

また、高齢者が介護や支援を必要とする状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、サービス基盤の検討、生活支援施策の推進を図るとともに、相談・情報提供の推進、高齢者の権利擁護や認知症高齢者への支援に取組みます。

## 第3節

## 障がい者福祉

## 現況と課題

## －障がい者福祉の現状－

近年、障がい者福祉政策を取り巻く状況は大きく変化しています。平成18年10月から三障がい一元化や利用者本位のサービス体系への再編を主旨とする障害者自立支援法が本格実施されました。障害者自立支援法は、当初、応益性に基づく1割負担が原則とされ、これによりサービス対象者の生活の困窮等につながると批判されました。

そこで、平成19年度、平成20年度、平成21年度の改正により、負担上限額が大幅に引き下げられました（厚生労働省によれば、平成22年10月で、実質的な負担率は0.37%とされています）。また、現在、国において応能性に基づく新しい制度が検討されています。

## －障がい者福祉に求められること－

どのような制度であっても障がい者福祉の本旨は、平成20年12月の厚生労働省の社会保障審議会障害者部会報告に記述されているとおり、障がいの地域社会との共生と地域社会での自立です。

つまり、障がい者福祉の目的は、障がいの自立を国民全員で支え、あるいは障がいの有無にかかわらず共に育ち、共に暮らし、共に働く共生社会を実現していくことにあります。この視点は、障がい者福祉を考える上で、国による法の体系がどのようなものであっても重要な視点であると言えます。

## －本市の障がい者福祉の状況－

障がい者福祉における本市の状況として、障害者手帳の交付状況を見ると、身体、療育、精神いずれも顕著な増加傾向がうかがえます。これは、

本市だけでなくわが国全体の傾向であり、政策分野としての障がい者福祉の重要性が一層高まっていると言えます。

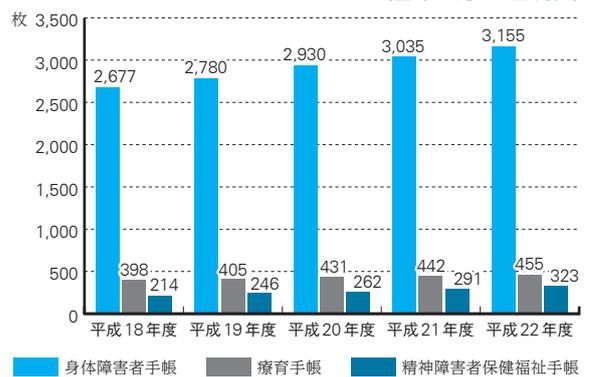
特に、低年齢で発現するとされる自閉症やアスペルガー症候群をはじめとする発達障がいについて、発達障害者支援法が施行され、その支援体制の整備が求められています。本市においても障がい者福祉だけでなく、児童福祉（子育て支援）の観点からも、関係機関等との連携を図りながら、支援に取り組んでいく必要があります。

また、身体障がい者数の増加傾向の要因の一つとして、超高齢社会を背景とした高齢化による身体機能の低下の可能性も挙げられることから、障がい者福祉制度の本旨を見定め、適正な執行に努めるとともに、障がい者福祉の対象とならないように、高齢者福祉施策との連携を図りながら、高齢者の自立を支援していく必要があります。

さらに、これらの障がい者福祉を積極的に推進していく上で、他の福祉政策と同様に、国による画一的な制度設計は、地域性を失わせる危険性があることから、本市の実情に合った施策の展開を図る必要があります。

● 図表3-1 本市の障害者手帳の交付状況

(各年3月31日現在)



## 基本的な方向性

本市だけでなく、わが国全体として、障害者手帳の交付が顕著な増加傾向にあり、障がい者福祉の重要性は一層高まっている状況にあります。障がい者福祉において、その法の体系や制度設計がどのようなものであっても、障がいの有無にかかわらず、自分らしく生きていくことができる共生社会を実現することが重要な視点となります。

そこで、障がい者福祉として、次のことを基本的な方向性とします。

### (1) 地域性を反映した障がい者福祉の推進

障がい者福祉は、国による全国画一的な制度設計がなされているため、地域性が考慮されていない側面があります。

そのため、本市の地域性を反映させ、効果的な障がい者福祉を推進します。

### (2) 地域における自立した生活のための支援の推進

障がい者福祉においては、障がいの有無にかかわらず共に生きることができ共生社会を実現することが重要な視点となっていることから、障がい者の自立した生活を支援することが非常に重要になります。

そこで、画一的であるがゆえに、不十分となりがちな国の障がい者福祉施策だけでなく、本市独自の障がい者福祉施策を展開し、障がい者の自立を促進するための施策を総合的に推進します。

### (3) 地域社会との共生の促進

障がい者が、真に自立して自分らしく過ごすためには、住み慣れた地域社会に参画し、そして地域社会もそれを受け入れる体制が整っていることが重要となります。

そのため、障がいの有無にかかわらず共に生き、共に暮らし、共に働く共生社会の実現のために、障がい者の社会参画を促進します。

### (4) 障がい児支援の強化と障がい者の一貫した支援体制の構築

障がいのある子どもについて、可能な限り早期から専門的な支援を行うことが、子どもの発達支援の観点から、非常に大切です。

そのため、乳幼児健診等により、障がいを早期発見し、早期治療・早期療育につなげるとともに、太陽の家の改修をはじめとした拠点となる施設を整備することで、包括的な支援体制を強化していきます。

また、治療・療育といった側面に留まらず、就学前保育や学校教育そして就労等といった様々な生活の場面や個々のライフサイクルに応じた支援についても、障がいのある子どもたちや障がい者が最善の利益を得られるように、関係機関との連携を図りながら一貫した支援体制の構築を検討していきます。



● 図表3-2 敦賀市障害者福祉計画の概要

## 1 基本理念

### ふれあいと温もりのあるまちづくり(自立と参加と支えあい)

敦賀市は、障がいのある人もない人も共に社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって活動することが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」の理念と、障がいのある人のライフステージの全段階において全人間の復権をめざす「リハビリテーション」の理念のもと、平成10年3月に「敦賀市障害者福祉計画」を策定し、障がい者施策の総合的・計画的な推進に取り組んできました。

本計画は、障がい者に関する専門的・個別的な領域を担うとともに、「福祉つるがめくもりプラン21(敦賀市地域福祉計画)」の基本的考え方や、前障害者福祉計画の「ふれあいと温もりのある都市づくりの実現をめざして」の趣旨を今後も踏襲し、これらの基本的方向を積極的に展開していくため、新敦賀市障害者福祉計画の基本理念を「ふれあいと温もりのあるまちづくり(自立と参加と支えあい)」とし、障がい者が住み慣れたまちで自分らしく過ごせるために、地域と行政が協働し、また、一人ひとりが支えあうまちづくりを積極的に推進するものとします。

## 2 施策の体系

基本分野	基本方針	基本施策
第1 啓発・広報・情報	1 啓発・広報の推進	(1) 障がい者に対する理解の促進、障がい者の自立意識の向上
	2 情報・コミュニケーションの推進	(1) 情報手段の充実
	3 福祉教育の推進	(1) 学校、地域における福祉教育の推進
	4 ボランティア活動の推進	(1) ボランティア活動への支援及び参加の促進
第2 教育・育成	1 特別支援教育の充実	(1) 特別支援教育体制の確立 (2) 就学前保育・教育の充実 (3) 学校教育の充実 (4) 教職員の資質と指導力の向上 (5) ライフサイクルに応じた支援体制の整備
	2 生涯教育の推進	(1) 社会教育の充実 (2) スポーツ・レクリエーションの充実
第3 雇用・就業	1 雇用の促進	(1) 障がい者雇用の促進 (2) 福祉的就労の充実
第4 保健・医療	1 障がいの発生予防	(1) 障がいの予防の充実
	2 障がいの早期発見と療育体制の整備	(1) 乳幼児健康診査及び相談体制の充実
	3 医療・リハビリテーションの充実	(1) リハビリテーションの充実
第5 福祉	1 障害者自立支援制度の円滑な導入	
	2 在宅生活・日中活動への支援	(1) 生活基盤の安定 (2) 在宅生活・日中活動への支援
	3 居住の場への支援	(1) 居住の場への支援
	4 サービス提供体制の充実	(1) 障がい者ケアマネジメント機能の充実・強化 (2) 権利擁護の推進 (3) 相談体制の充実
第6 生活環境	1 人にやさしいまちづくりの推進	(1) 交通・安全対策の推進 (2) 道路・公園・公共建築物等の整備
	2 防災対策の充実	(1) 防災対策に関する知識の普及と啓発 (2) 障がい者等災害時要援護者への支援等
	3 防犯対策の充実	(1) 防犯体制の整備

## 第4節

## 児童福祉

## 現況と課題

## －少子化の現状－

わが国では、先進諸国の中でも類を見ないほど急速に少子化が進行しています。女性が一生の間に産む平均の子どもの数に相当する合計特殊出生率の平成21年の数値は、統計史上最低であった平成17年の1.26からわずかに上昇したものの、1.37に留まるものでした。人口水準を維持するためには、合計特殊出生率が2.08（人口置換水準）必要であることから、現状はそれをはるかに下回っており、人口減少が長期的な傾向となると予測されるとともに、少子化対策が待ったなしの状況にあると言えます。

## －計画的な施策の展開の必要性－

児童福祉は、保育園をはじめとして対面的かつ直接的なサービスの提供が行われる分野であることから、福祉政策分野の中でも基礎自治体にかかなりの裁量権を有する分野であると同時に、独自の取組が求められる分野であると言えます。

このことから、本市では、計画的に児童福祉施策を実施するため、「つるがいきいき子ども未来プラン」を策定し、子育て環境の充実等の施策を包括的に展開しています。

## －児童福祉（子育て支援）に求められる新たな課題－

近年、児童福祉は、少子化対策を中心に議論されることが多い傾向にあります。しかし、核家族化や女性の社会進出をはじめとしたライフスタイルの多様化が進む中で、児童福祉においては、少子化対策と並んで、またそれ以上に多様な生き方

や働き方と子育てとの両立を支援していくことを重視する必要があります。

特に、本市においても核家族化が顕著に進行し、地域のつながりが希薄化する中で、子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる環境が失われつつあり、悩みを持ったまま孤立化することで虐待につながっていくことが危惧されています。

また、わが国全体として、妊娠・出産を機に離職をする女性は7割にもものぼり、女性が就労と出産・子育ての二者択一をせまられていることから、女性だけでなく男性や家族の育児への参画を推進し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現していくことが課題となっています。

このようなことから、子育てにおける孤立化の防止や「仕事と生活の調和」の実現といった子育てを取り巻く現代の社会環境そのものを改善するような、包括的な子育て支援を推進することが求められています。



保育キーパーの活動風景

## 基本的な方向性

急速な少子化の進行により、人口減少社会に突入したわが国では、それに伴う労働力人口の減少により国民経済の縮小や公的年金制度の持続可能性に懸念が生じることから、少子化対策に積極的に取り組むことが求められています。

さらに、ライフスタイルの多様化が進む中で、少子化対策と同等かそれ以上に、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することが一層重要となっています。

そこで、本市の児童福祉において、少子化対策だけでなく、特に子育て環境の改善と充実を目指し、次のことを基本的な方向性とします。

### (1) 計画的な児童福祉の推進

児童福祉は、福祉政策分野の中で、対象者との直接的かつ対面的なサービスの提供といった特徴から、基礎自治体にかかなりの裁量権を有する分野であると言えます。

そのため、他の福祉政策分野と比較しても本市独自の計画的な施策の展開が非常に重要となります。そこで、国の制度設計に基づく施策と本市独自の施策との関係に配慮しつつ、総合的かつ計画的に施策を展開していきます。

ける、親支援事業やすこやか育児サポート事業、そして地域子育て支援拠点化推進事業といった取組を通じて、関係機関や地域との密接な連携のもとで、様々な子育てに対する悩みや不安の解消、そして虐待の発生予防に努めるといった地域ぐるみで子育てをする環境を整えていきます。

さらに、「仕事と生活の調和」の実現に向けて、子育て世代の雇用の安定化はもちろんのこと、長時間労働の抑制や育児休暇の取得等が容易に行うことができる社会環境そのもののあり方を検討していきます。

### (2) 子育て環境の基盤整備の充実

従来から取り組んでいる経済的支援や保育園等の整備運営だけでなく、子育て支援センターの新設やこどもの国の改修に取り組んでいくとともに、各保育園をはじめとして地域における身近な子育て支援の拠点化を進めることで、子育てする全ての市民を支援する環境の基盤を充実していきます。



子育て総合支援センター

### (3) 包括的な子育て環境の整備

核家族化や女性の社会進出といった子育てを取り巻く環境の変化が進む中で、これまでの経済的支援や子育て環境の基盤整備を進めていくだけでは、不十分な状況となっています。

そこで、保育園や健康管理センター等に



親支援事業(相談風景)

● 図表4-1 本市の保育の状況

区 分		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公立保育園	施設数(箇所)	16	16	16	16	15	16	15	16	15	14
	入所定員(人)	1,510	1,510	1,510	1,510	1,330	1,380	1,290	1,370	1,220	1,160
	一日平均入所保育児童数(人)	1,286	1,310	1,427	1,453	1,302	1,357	1,271	1,328	1,168	1,109
私立保育園	施設数(箇所)	4	4	4	4	5	5	6	6	7	8
	入所定員(人)	300	300	300	300	450	450	540	510	630	740
	一日平均入所保育児童数(人)	305	295	298	289	452	429	530	541	649	741
計	施設数(箇所)	20	20	20	20	20	21	21	22	22	22
	入所定員(人)	1,810	1,810	1,810	1,810	1,780	1,830	1,830	1,880	1,850	1,900
	一日平均入所保育児童数(人)	1,591	1,605	1,725	1,742	1,754	1,786	1,801	1,869	1,817	1,850
定員充足率(%)		87.9	88.7	95.3	96.2	98.5	97.6	98.4	99.4	98.2	97.4

※児童家庭課

● 図表4-2 本市の特別保育の状況

区 分		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
へき地保育	施設数(箇所)	2	2	2	2	1	1	1	—	—	—	
	入所定員(人)	63	63	63	63	33	33	33	—	—	—	
	一日平均入所児童数(人)	41	48	50	56	57	53	47	—	—	—	
児童館	施設数(箇所)	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	
	一日平均入所児童数(人)	25	23	18	22	12	13	12	16	16	13	
一時預り	施設数(箇所)	1	1	2	2	3	4	5	5	5	6	
	一日平均入所児童数(人)	4.47	6.34	6.25	9.90	12.63	15.68	16.97	15.44	15.59	17.59	
延長保育	施設数(箇所)	公立	2	2	2	2	1	2	2	1	1	1
		私立	4	4	4	4	5	3	3	4	5	6
	一日平均児童数(人)	28	28	23	23	24	23	11	13	13	13	
休日保育	施設数(箇所)	—	—	—	—	1	2	2	2	2	2	
	一日平均児童数(人)	—	—	—	—	1.82	2.2	1.7	0.64	1.68	1.38	
病後児保育	施設数(箇所)	—	—	—	—	1	2	2	2	2	2	
	延べ利用児童数(人)	—	—	—	—	11	1	8	5	19	19	
放課後児童対策事業	施設数(箇所)	公立	3	3	3	3	4	5	6	10	10	10
		私立	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	一日平均児童数(人)	69	68	61	69	100	130	138	187	256	258	

※児童家庭課

### 主な特別保育の概要

- ・ **延長保育** : 通常の保育時間を超えてお子さんをお預かりします。
- ・ **一時預り** : 一時的に家庭で保育できないとき、たとえば保護者の仕事の都合、急な病気・冠婚葬祭、育児疲れ等の理由で保育が困難になった時にお子さんをお預かりします。
- ・ **休日保育** : 日曜・祝日に保育が必要なとき、お子さんをお預かりします。
- ・ **病後児保育** : 病気の回復期にあり、集団保育が困難な場合で、保護者の勤務の都合などやむをえない事由により、家庭での保育が困難なお子さんを一時的にお預かりします。

## ● 図表4-3 つるがいきいき子ども未来プランの概要

## 1 基本理念

～あしたをたくす子ども達の成長を支援していくために～  
子どもにとっての最善の利益を考え みんなで支えあうまちづくりをめざして

子どもが最善の利益を受けられるために、住民（自助）、地域（共助）及び行政（公助）がそれぞれの役割分担を果たしながら、協働し支えあって、子どもの主体的な成長を支援していくことを推進していきます。

## 2 基本目標

## ● 目標1 地域における子育ての支援

共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めた全ての子育て家庭が子どもを安心して生み育て、親子・家族のきずなを深めていけるように、子育て支援サービスや保育サービスの充実、地域の子育て支援ネットワークづくり、子どもの居場所づくり、相談・情報提供体制の整備等、子どもの成長と家族のきずなづくりを支援するサービスの充実をめざします。

## ● 目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

親子の健康が確保され、子どもが心身ともに健康で、健やかに生まれ育つように、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら、母子保健事業を展開します。

また、乳幼児から思春期の発達段階に応じた望ましい生活習慣が身につけられるように、食育や思春期保健対策を推進します。

## ● 目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが夢を持ってたくましく育っていくように、学校、家庭、地域が連携・協力しながら、子どもの生きる力の育成をめざして取り組んでいきます。また、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てる大切さ、親子・家族のきずな、つながりの大切さを認識し、敦賀市に定住したいという意識が醸成されるように、地域社会の環境整備を進めます。

## ● 目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子ども及び子育て家庭を含め、すべての市民が安全で快適な環境の中で暮らしていけるように、まちづくり・住環境・道路交通環境などの充実を図っていきます。

## ● 目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

性別にとらわれず、男女がともに、子育て・家庭生活・地域生活と仕事が両立できるように、また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフバランス）」に対する事業所等への理解を図るため、多様な雇用形態や処遇、育児休業制度の定着等の職場環境づくりを働きかけていきます。

## ● 目標6 子ども等の安全の確保

社会経済の発展や地域コミュニティの希薄化とともに、子どもが事故や犯罪の被害に遭う可能性も高まっています。子どもを危険から守るために、子どもに安全な環境を地域ぐるみで協力してつくり、安全で安心できる暮らしを守っていきます。

## ● 目標7 要保護児童への対応等きめ細やかな取組みの推進

親子のきずなや家族のつながりが弱くなっていくことが、将来的には離婚や児童虐待へとつながっていく要因のひとつであるとも言われています。「家族」という原点に立ち返り、それらの役割を認識していけるような意識啓発を進めるとともに、児童虐待防止対策の充実やひとり親家庭への自立支援に取り組んでいきます。また、障がいを持った子どもがノーマライゼーションの理念のもと、ひとりの人間として尊厳を保持し、自立のための支援を受けられるよう障がい児施策の充実等に取組みます。

## 第5節

## 社会保障

## 現況と課題

現在まで、わが国を含め先進諸国において様々な社会保障の拡大が図られてきました。その中で、社会保障の土台となるのは、健康保険制度や生活保護そして年金制度であると言えます。これらの制度設計等は、その効果が特定の地域に留まるものではなく、誰でも公平に享受できるものでなければならぬことから、地域の担税力や人口規模、そして所得階層等によって極端な偏在が生じてはならないものです。このことから、国が一元的な責務を有し、主体的にその制度設計等を担っている一方で、その執行においては、地域と密接な行政サービスを展開している基礎自治体が主体的な役割を担っています。

## －国民健康保険－

国民健康保険は、被用者保険制度が適用されない方のための医療保険制度であり、わが国の国民皆保険制度の基盤を支える重要な役割を担っています。また、平成20年度から施行された後期高齢者医療制度（高齢者の医療の確保に関する法律）は、年金からの天引きや75歳以上の高齢者のみが別枠の保険制度に入ることなどに対し、様々な批判がありました。

しかし、この制度の背景には、超高齢社会の中で、現役世代と高齢世代の世代間格差を是正するという目的があります。現在、これにかわる制度が、国で検討されていますが、どのような制度のもとであろうと社会保障の基盤である国民健康保険等の維持と的確な運用は、保険者である基礎自治体に課せられた重要な役割であると言えます。

さらに、国民健康保険は基礎自治体が保険者と

なりますが、平成不況以降、その財政的基盤を支える保険税の未納が増加傾向にあり、財政面における制度の維持運営が重要な課題となっています。

## －生活保護－

生活保護は、生存権の保障の基幹となるものであり、憲法が規定する最低限度の生活の保障を具現化した制度であると同時に、生活の困窮による犯罪を抑止し、社会的統合や社会的な安定を下支えする重要な制度であると言えます。しかし、バブル崩壊による平成不況と格差の拡大をもたらしたとされる戦後最長の好況、そして現在の低迷期を経て、生活保護受給者の人数は一貫して増加傾向にあるのが現状です。

このような中で、国の逼迫する財政状態を背景として、執行を預かる基礎自治体の裁量権の濫用が問題視される場合があり、制度の本旨を正しく捉え、適正な執行を行うことが重要となります。

## －国民年金－

国民年金は、全ての公的年金の基礎であり、加入者が保険料を納め、老後の生活基盤を支えるための社会保険制度です。昨今、年金制度に対する信頼性が低下し、制度の維持が緊急課題となっています。

老後の安心した生活を保障するため、国は信頼ある制度を構築するとともに、基礎自治体は住民の年金受給権確保を推進し、その制度の普及に協力する必要があります。

## 基本的な方向性

国民皆保険制度や生活保護制度そして年金制度は、憲法が規定する生存権を保障する基幹制度であると言えます。これらの制度設計については、国に一元的責任があると言えますが、その執行主体や国への協力をを行っているのは、本市のような基礎自治体であるため、それぞれの制度の本旨を見定め、適正な執行を行うことが非常に重要となります。

### (1) 国民健康保険事業等の適正執行

国民健康保険制度等は、誰でも安心して医療を受けることができる国民皆保険制度の重要な基盤となります。

そのため、国民健康保険制度等の事業主体として、市民の健康を支える観点からも適正な執行を行うこととし、制度の円滑な維持運営の観点から保険税等の収納率の向上に努めます。

### (2) 生活保護制度の適正執行

生活保護制度は、近年、国の逼迫する財政状況の中で、執行主体である基礎自治体の執行が裁量権の濫用として問題となる場合があります。

そこで、制度の趣旨に即した、適正な執行を行うとともに、保護世帯の自立に向けた就労支援等を実施します。

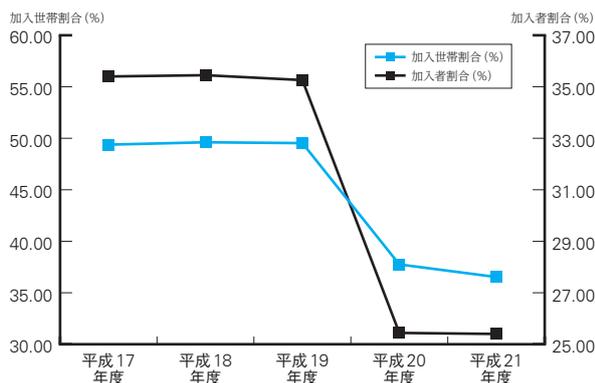
### (3) 国民年金制度の適正執行

国民年金制度は、地域住民の高齢期の生活基盤を支える年金受給権の確保に向け、窓口業務の充実を図るとともに、制度の円滑な運用に努め、国民年金制度の運営主体である国に協力します。

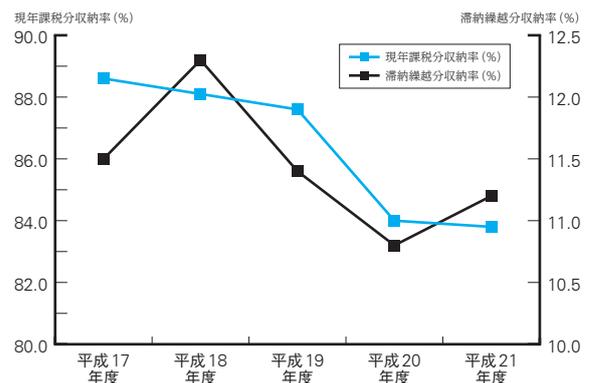
● 図表5-1 本市の国民健康保険加入状況及び保険税の状況

区 分			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
加入状況	加入世帯数	世帯	13,187	13,400	13,490	10,349	10,106	
	加入世帯割合	%	49.38	49.61	49.53	37.75	36.53	
	被保険者数	人	24,483	24,501	24,344	17,530	17,495	
	加入者割合	%	35.40	35.45	35.26	25.44	25.40	
保険税	現年課税分	収納額	千円	1,714,598	1,714,552	1,725,965	1,238,146	1,270,061
		収納率	%	88.6	88.1	87.6	84.0	83.8
	滞納繰越分	収納額	千円	112,862	133,792	115,872	110,423	121,148
		収納率	%	11.5	12.3	11.4	10.8	11.2

加入者等割合の推移



保険税の収納率の推移



※国保年金課

● 図表5-2 本市の生活保護の状況 (延べ世帯数・人員)

(単位：世帯、人)

区 分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	保護世帯数	保護人員								
生活扶助	1,458	1,813	1,515	1,856	1,499	1,862	1,560	1,943	1,960	2,543
在宅扶助	1,167	1,425	1,179	1,410	1,195	1,452	1,230	1,528	1,573	2,058
教育扶助	33	52	24	72	41	65	55	88	97	135
医療扶助	1,607	1,813	1,602	1,801	1,564	1,778	1,657	1,915	2,072	2,432
生業扶助	—	—	—	—	8	8	12	12	27	27
葬祭扶助	1	1	1	1	1	1	3	3	5	5
介護扶助	261	268	229	239	223	235	248	263	329	338
施設事務費	76	76	60	60	60	60	59	59	81	81

